

令和7年2月21日

消 防 庁

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案に対する意見公募の結果の公示及び改正政令の公布

消防庁では、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案の内容について、令和6年12月27日から令和7年1月31日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、意見の提出はありませんでした。意見公募の結果も踏まえ、本日、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令を公布しましたので併せてお知らせします。

1 主な改正内容

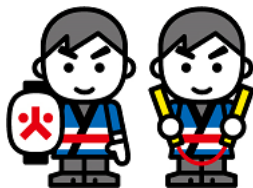
最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に係る補償基礎額の改定等を行います。概要については、別紙1をご覧ください。

2 意見募集の結果

令和6年12月27日から令和7年1月31日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、意見の提出はありませんでした。

3 政令の公布

消防庁では、意見募集の実施結果等を踏まえて検討し、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和7年政令第37号）（別紙2）を本日付けで公布しました。



【連絡先】

消防庁国民保護・防災部地域防災室

川崎課長補佐、高村事務官

TEL : 03-5253-7561

E-mail : syobodan_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

令和 7 年 2 月
総務省消防庁

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（概要）

1. 趣旨

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 72 号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）別表第 4 イ公安職俸給表（一）及び第 11 条第 3 項の扶養手当支給額が改定された。

これを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「令」という。）において、

- ・ 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額（公安職俸給表（一）を参考に算出しているもの）
- ・ 扶養に係る補償基礎額の加算額（扶養手当支給額を参考に算出しているもの）の改定を行う。

2. 改正の概要

（1）補償基礎額の改定

①令第 2 条第 2 項第 1 号、別表関係

（単位：円）

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,900 (12,500)	13,700 (13,350)	14,500 (14,200)
分団長及び副分団長	11,300 (10,800)	12,100 (11,650)	12,900 (12,500)
部長、班長及び団員	9,700 (9,100)	10,500 (9,950)	11,300 (10,800)

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

②令第 2 条第 2 項第 2 号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,100 円から 9,700 円に、最高額を 14,200 円から 14,500 円に引き上げる。

（2）扶養に係る補償基礎額の加算額の改定（令第 2 条第 3 項関係）

（単位：円）

政令における号		第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号
区 分		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	60 歳以上の父母及び祖父母	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和 6 年度	加算額 (日額)	217	333	217			
令和 7 年度	加算額 (日額)	100	383	217			

3. 施行期日等

公 布 日：令和7年2月21日

施 行 日：令和7年4月 1日

適 用 期 日：この政令による改正後の第2条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用する。

政令第三十七号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「九千円」を「九千七百円」に改め、同号ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同条第三項中「又は第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百七十円」を「百円」に、「三百三十三円」を「三百八十三円を、第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百七十円」に改め、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「二二、五〇〇」を「二二、九〇〇」に、「二三、三五〇」を「二三、七〇〇」に、「二四、二〇〇

〇」を「一四、五〇〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、三〇〇」に、「一一、六五〇」を「一二、一〇〇」に、「九、一〇〇」を「九、七〇〇」に、「九、九五〇」を「一〇、五〇〇」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項及び第三項並びに別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同令第一条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢に鑑み、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額の改定を行う必要があるからである。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 参照条文 目次

(参照法令一覧)

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)	(抄)	1
○消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)	(抄)	4
○消防法(昭和二十三年法律第八十六号)	(抄)	5
○水防法(昭和二十四年法律第九十三号)	(抄)	6
○消防団員の階級の基準(昭和三十九年消防庁告示第五号)	(抄)	7

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）（抄）

（損害補償の種類）

第一条 消防組織法第二十四条第一項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法第三十六条の三の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法第六条の二第一項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員（以下「非常勤水防団員」という。）に係る損害補償及び同法第四十五条の規定による水防に従事した者に係る損害補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償
- 二 休業補償
- 三 傷病補償年金
- 四 障害補償
- イ 障害補償年金
- ロ 障害補償一時金
- 五 介護補償
- 六 遺族補償
- イ 遺族補償年金
- ロ 遺族補償一時金
- 七 葬祭補償

（補償基礎額）

第二条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行うものとする。

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによるものとする。

- 一 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

- 二 消防法第二十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第三十六条第八項において準用する場合を含む。）若しくは第二十九条第五項（同法第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」

という。)、同法第三十五条の十第一項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)又は水防法第二十四条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)が消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、八千九百円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二百円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

四 六十歳以上の父母及び祖父母

五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、百六十七円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とするものとする。

別表 補償基礎額表（第二条関係）

階 級	勤 務 年 数		
	十年未満	十年以上 二十年未満	二十年以上
団長及び副団長	一二、五〇〇 円	一三、三五〇 円	一四、二〇〇 円
分団長及び副分団長	一〇、八〇〇	一一、六五〇	一二、五〇〇
部長、班長及び団員	九、一〇〇	九、九五〇	一〇、八〇〇

備考

- 一 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級によるものとする。
- 二 一の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算するものとする。

○消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）

（消防団員の身分取扱い等）

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

（非常勤消防団員に対する公務災害補償）

第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2
（略）

○消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（抄）

第二十五条 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

② 前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

③ （略）

第三十六条の三 第二十五条第二項（第三十六条第八項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止若しくは人命の救助その他の消防作業に従事した者又は第三十五条の十第一項の規定により市町村が行う救急業務に協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

② （略）

③ 第一項の規定は、都道府県が行う救急業務に協力した者について準用する。

○水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（抄）

（公務災害補償）

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 （略）

（居住者等の水防義務）

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

○消防団員の階級の基準（昭和三十九年消防庁告示第五号）（抄）
第一条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。